

船橋市教育委員会からの通達（表面）どおり、学校管理下における傷病について、市立船橋高校では保健室が窓口になり、災害給付金の申請を行っています。申請までの流れをまとめましたので、不慮の傷病に備えて、保存版としてお持ちいただければと思います。

*** 給付申請は、保護者の方からの申し出により始まります。**

帰宅後の受診など、保健室ではすべての傷病を把握することはできません。

申し出があって初めて、災害給付金の申請手続きがスタートします。

*** 1つの傷病につき、初診日より2年以内にセンターに受理されないと、時効となります。**

卒業後に、1年生の時のケガについて申請しようと思っても、時効となり申請できません。

*** 総医療費額が5,000円（窓口支払いの目安1,500円）以上のものが給付対象となります。**

例）窓口支払い＝＜整骨院 400円→整形外科 900円→薬局 300円＞合計 1,600円

一つの傷病に対する医療費合計が窓口支払い 1,500円以上のため申請可

（健康保険の範囲の医療費が対象のため、窓口支払い額がすべて保険適用かどうかは要確認）

【申請手続きの手順】 （保健室と本人とのやり取りで進めていきます。）

①校内事故報告書（災害給付金申請依頼書）の提出

書類は保健室にあります。傷病についての詳細について記入してもらいます。

②申請方法の説明、必要書類の配付

申請の方法を説明しながら、報告書をもとに申請に必要な書類をお渡しします。

③各書類の準備（右面参照）

* 医療機関等に記入を依頼するもの

- 「医療等の状況」
 - 「調剤報酬明細書」
 - 「治療用装具明細書」など
- 療養月ごとに1枚必要

治療が続き、書類が足りなくなった場合追加の書類をもらいにきてください。

* 自分で準備するもの

「口座振込依頼書」（銀行口座の記入）

④書類の提出

まとめて提出する必要はありません。

医療機関での記入が済んだものは、速やかにご提出ください。

（保健室では、お預かりした分から、その都度申請していきます。）

⑤支払についてのお知らせ

「災害共済給付金振込のお知らせ」を、お子様を通じて配付します。

振込までは、申請から2～3か月かかります。ご了承ください。

校内事故報告書 <small>（災害給付金申請依頼書）</small>		初診日より2年を過ぎると時効となり申請できなくなります	
<small>本枠内を本人または保護者が記入してください。提出後、必要書類をお渡しします。（ 年 月 日）</small>			
事故発生時	コリガタ	保護者氏名	
年 組	生徒氏名	生年月日	平成 年 月 日
学級担任名	担当教諭名 <small>（部活動等）</small>		
事故発生日時	平成 年 月 日（ ）	午前・午後	時 分
事故発生場所	ケガの部位		
事故発生状況	部活動中（ ）部 授業中（教科 ） その他（ ）		
<small>*いつ</small> <small>*何をしていた</small> <small>*どのようなことが起きて</small> <small>*どうなった</small> <small>（より詳しく）</small>			
事故後の動き	<small>① 担当教諭（部活）に伝えられたか？</small> <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 伝えていない <small>② 担当教諭の様子</small> <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <small>*それが</small> （ ） <small>*どのように</small> （ ）		
受診した医療機関 <small>（医療機関名）</small>	①	初診	年 月 日
	②	初診	年 月 日
<small>複数の医療機関を受診した場合、その理由</small>			

【申請に必要な書類一覧】

①～⑥は保健室より書類を配付します。
①②は、ご家庭で記入する書類です。

＜必ず提出する書類＞

- ①「校内事故報告書」…本人又は保護者が、傷病時の状況を詳しく記入。
- ②「口座振込依頼書」…災害給付金を受け取る口座を指定する。保護者名義の口座のみ可。
- ③「医療等の状況」…病院・医院・診療所用と、整骨院・接骨院用の2種類がある。
1か月にかかった医療費について、医療機関ごとに記入してもらう。
（1か月ごとに1枚、医療機関ごとに1枚必要となる。）

＜必要に応じて提出する書類＞

- ④「調剤報酬明細書」…薬局にて調剤を受けた場合、1か月ごとに1枚必要。
「医療等の状況」と同様、1か月分をまとめて薬局で記入してもらう。
- ⑤「治療用装具・生血明細書」…治療用装具や生血を利用した場合に必要。
用紙の上段は医療機関、下段は保護者がそれぞれ記入。
装具製作会社、医療器材店又は医療機関の領収証の写しが必要。
- ⑥「高額療養状況の届」…入院などにより、1か月の医療費が高額【70,000円(7,000点)以上】となった場合に必要。保護者の勤務先の証明が必要になる場合もある。

こんな点にご注意ください

なるべく保護者の方のご負担を軽くできるよう、速やかな申請を心がけています

◆「学校管理下における災害」とは・・・

次の①～④における負傷・疾病・障害又は死亡をさしていただきます。

- ①授業中（各教科、学校行事等）
- ②学校の教育計画に基づく課外指導中（部活動等）
- ③休憩時間中及び学校の定めた特定時間中（始業前、休み時間、放課後等）
- ④通常の経路及び方法による通学中

◆ 医療機関で書類の記入を依頼する場合、「後日発行」となる場合が多いです。そのまま病院に預けたままとなり、忘れてしまうケースが見受けられますので、保健室に提出するところまで、保護者の方も気にかけていただければと思います。

◆ 災害給付金の支給期間は、同一の傷病ごとに、最長10年間となります。

◆ 障害（後遺症）が残ることが想定されるようなケースの場合は、保健室にご一報お願いします。

【災害共済給付制度に関するお問い合わせ先】

○ 学校（保健室）担当 養護教諭 諏訪・駒崎 電話 047-422-5516（代）

○ 船橋市教育委員会 保健体育課
児童・生徒防犯安全対策室 電話 047-436-2876

○ 「日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度」ホームページ
申請に必要な書類がダウンロードできます <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>